

様式第三号の八（第十条の十三関係）（平16国交令4・追加）

表

第	号	年	月	日（有効期間1ヵ年）	6 cm
				所属局部課名	
				職名	
				氏名	
				年 月 日生	
				国土交通大臣 印	
上記の者は、宅地建物取引業法第17条の17第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。					
国土交通大臣 印					
8.5 cm					

裏

<p>宅地建物取引業法抜粋</p> <p>第17条の17 国土交通大臣は、講習業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、登録講習機関の事務所に立ち入り、講習業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
